

# 12月3日～9日は障害者週間です

「障害者週間」は、国民に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。今回は、障がいを持ったときに利用できるさまざまな福祉制度をご紹介します。

## ○障害者手帳とは？

さまざまな福祉制度(福祉サービス等)を利用する際には、多くの場合、障害者手帳が必要となります。障がいの種類により手帳は次の三種類があります。

**身体障害者手帳**：目、耳、手足など身体の障がいに関する手帳（1～6級）

**療育手帳**：知的障がいに関する手帳（A1、A2、B1、B2）

**精神障害者保健福祉手帳**：精神障がいに関する手帳（1～3級）



## ○障がい者が利用できる主な福祉制度

それぞれ障がいの種類や手帳の等級によって、利用できる制度が異なります。

※ 障害者総合支援法における難病等の方も、一部制度の対象となる場合があります。

	名称	制度の内容	問合せ先
生活に関すること	補装具・日常生活用具の給付	車椅子や入浴用いすなど、身体の機能を補うものや生活に必要な用具等を給付します。(一部介護保険制度優先)	福祉部 介護支援課 障害支援係 ☎945-5013
	住宅改修費の助成	身体に障がいのある方に、住宅の玄関やトイレの段差解消などの住宅改修費用を助成します。	
	手話通訳者の派遣	聴覚障がい者の社会参加を促進するため、学校・病院・仕事など、社会生活におけるコミュニケーションが必要な際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(要事前申込)	
	障害者自動車運転免許取得費・改造費の助成	身体に障がいのある方が就労などのために、普通自動車運転免許を取得(上肢、下肢、体幹機能障害の程度が2級以上)または自動車の改造(上肢、下肢、体幹機能障害)をする場合、その費用の一部を助成します。	
医療に関すること	重度障がい者への医療費の助成	身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1・A2)の健康保険適用の医療費を助成します。	福祉部 介護支援課 障害支援係 ☎945-5013
	更生医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳以上の方が、心臓の手術や人工透析などを行う場合、医療費の一部を公費で負担します。	
	精神通院医療(自立支援医療)	通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を公費で負担します。	
	育成医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳未満の方が、特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。	
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前、または年金加入期間中に病気やケガを負って初診を受け、障がいが残った場合に支給されます。(納付期間等の要件あり。詳細はお問い合わせください。)	福祉部 福祉課 ☎945-5311
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。	福祉部 介護支援課 障害支援係 ☎945-5013
	特別障害者手当	重度の障がいを有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。	
	障害児福祉手当	重度の障がいを有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳未満の児童に支給されます。	
	心身障害者(児)見舞金	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級いずれかの手帳をお持ちの方へ見舞金を支給します。(手帳の等級によって支給金額が異なります。)	
税金や交通等に関すること	所得税・住民税の控除 住民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。また、所得が125万円以下の方は住民税が非課税となります。	北那覇税務署 所得税☎877-8787 総務部税務課 住民税☎945-4729
	自動車税・自動車取得税	障がい者本人または生計が一緒の方の自動車税、自動車取得税が減免になります。減免の範囲は障害の種類・等級により異なります。詳細はお問い合わせください。	沖縄県自動車税事務所 ☎879-1627 福祉部介護支援課 ☎945-5013
	軽自動車税	障がい者本人または生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。減免の範囲は障害の種類・等級により異なります。詳細はお問い合わせください。	総務部税務課 ☎945-4729
	福祉タクシー利用助成 (タクシーチケット)	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2、いずれかの手帳をお持ちの方へ、初乗運賃の助成をします。手帳の等級や障害の内容により助成対象の範囲がありますので、詳細はお問い合わせください。	福祉部 介護支援課 障害支援係 ☎945-5013
	高速道路通行料金の割引	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方が対象となります。障害の等級によって割引を受けられる対象範囲が異なりますので、詳細はお問い合わせください。	各交通機関
	各種交通機関の割引	バス、タクシー、モノレールなどの運賃を障がい者割引で利用できます。利用する交通機関によって割引率が異なりますのでお問い合わせください。	
	NHK受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK受信料を全額又は半額免除を受けることができます。手帳の等級や課税の状況により免除できる範囲が異なります。	

※詳細については、各機関へお問い合わせください。

## ○日中活動・就労活動に向けた福祉サービス

個々によって、障がいの程度、生活環境の状況はさまざまです。それぞれが自宅や施設で安心して社会生活が送れるようにする手段として福祉サービスがあります。ご自分の状況にあったサービスを活用し、よりよい生活環境の実現を応援します。



### 主な介護給付

- ① 居宅介護・・・自宅で入浴、排せつ、食事、身体介助等の介護等を行います。
- ② 放課後等デイサービス・・・障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
- ③ 短期入所・・・自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、(ショートステイ)入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ④ 生活介護・・・常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。

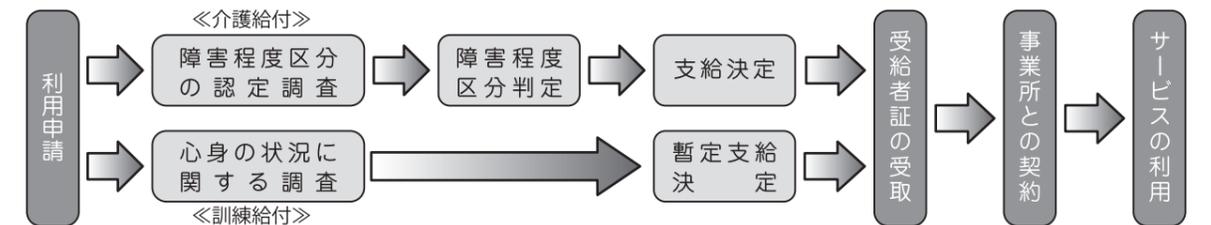
### 主な訓練給付

- ① 自立訓練・・・自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
- ② 就労移行支援・・・一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ③ 就労移行支援・・・一般企業等での就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

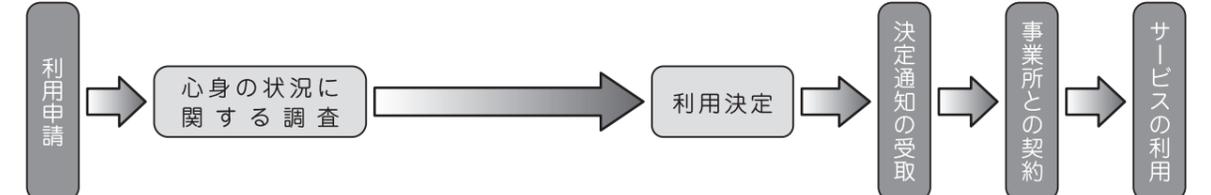
### 主な地域生活支援事業(サービス系)

- ① 移動支援サービス・・・社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加が円滑にできるように移動の支援を行います。
- ② 日中一時支援サービス・・・日中において監護するものがない障がい者(児)に対して、一時的に預かり、見守り等の支援を行います。

#### 【障害福祉サービス利用の流れ】



#### 【移動支援・日中一時サービス利用の流れ】



※今回紹介した福祉サービス以外にも、多数のサービスがあります。詳細は福祉部介護支援課障害支援係までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013 (内線 191～193)